平成21年11月16日 議会規則第2号

改正 平成28年8月25日議会規則第1号

戸田市議会傍聴規則(昭和45年議会規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

- 第4条 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。
- 2 傍聴券の交付を受けた者は、その日に限り傍聴することができる。 (傍聴章)
- 第5条 傍聴章は、報道関係者及び戸田市職員で、議長が特に必要があると認 める者に交付する。
- 2 傍聴章の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。 (傍聴人の入場)
- 第6条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券又は傍聴章を 係員に提示しなければならない。再入場しようとするときも、同様とする。 (傍聴券等の提示)
- 第7条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴章を提示しなければならない。

(傍聴券等の返環)

- 第8条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。
- 2 傍聴章の交付を受けた者は、当該会期が終ったときに返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

- 第9条 傍聴人の定員は、53人(車いす席2人を含む。)とする。ただし、 議長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券又は傍聴章を所持する者でも 入場させないことがある。

(議場への入場禁止)

第10条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第11条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

- 第12条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる ような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第13条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第15条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人が この規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないとき はこれを退場させることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。